

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

このことについて、令和3年5月28日付け3教健第226号教育長通知「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について」により、南会津地区を除く会津地区の県立学校については、同年6月8日（火）以降の対応を追って通知することとしておりましたが、本日開催された県対策本部員会議において、知事から会津若松市の集中対策について同月7日（月）をもって終了することが示されたことから、下記の対応としますので、貴所属の関係職員へ周知願います。

引き続き、生徒・教職員及びその家族の安全確保に配慮願います。

記

- 1 令和3年6月8日（火）から同月14日（月）まで（移行期間）  
＜移行期間における対応について＞
  - (1) 「感染リスクの高い学習活動」\*（部活動を含む。）について、可能な限り感染症対策を行った上で、徐々に実施すること。\*「衛生管理マニュアル」P54～59参照
  - (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とすること。
  - (3) 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施すること。
  - (4) 移行期間中は、児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続すること。\*「衛生管理マニュアル」P27、50～51参照
- 2 令和3年6月15日（火）からの対応について
  - (1) 「感染リスクの高い学習活動」\*（部活動を含む。）について、可能な限り感染症対策を行った上で実施すること。
  - (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。
  - (3) 練習試合や合同練習会等を実施可能とすること。
- 3 既に実施している対応の継続について
  - (1) 緊急事態措置区域等の感染拡大地域（今後追加される地域も含む。以下同じ。）との不要不急の往来は自粛すること。
  - (2) 各種全国大会等やむを得ない事情により感染拡大地域へ往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底すること。
  - (3) 各学校における感染症対策の状況について、適宜確認を行い、対策を徹底すること。特に、体調不良者への対応を適切に行うことや飲食場面での感染リスクを考慮した対応を徹底すること。

（事務担当	高校教育課	主幹	亀田	電話	024-521-7769）
（	特別支援教育課	主幹	根本	電話	024-521-7779）
（	健康教育課	主幹	鈴木	電話	024-521-7777）